

平成12年12月6日

(社) 北海道自然保護協会

会長 俵 浩三 殿

北海道森林管理局旭川分局

指導計画第一課長 武藤卓史

「北海道森林管理局・旭川分局・上川南部森林管理署の伐採計画に関する意見書・質問書」について

上川南部森林管理署管内の森林施業については、関係法令及び平成11年4月1日から適用されている第一次上川南部森林計画区国有林野施業実施計画等に基づき適切に実施しているところでありますが、下記のとおり回答いたします。

なお、パンケヤーラ川上流部における事業実行については、12月中旬以降着手することとしています。

国有林の管理経営につきましては、今後とも特段の御理解をお願いします。

記

1 パンケヤーラ川上流部の伐採計画について

活力ある森林を維持し、水源かん養機能が十分に発揮できるよう、適切な森林施業を実施することとしています。

森林施業の実施に当たって、択伐率、林床植生保全のため冬期に雪上で事業を実行する等の配慮を行うとともに、作業時においては沢等に対する影響を最小限にするよう細心の注意を払うこととしています。

また、当該地域においては、水源かん養保安林であることから、法令等に基づき伐採面積、択伐率等の指定施業要件を遵守しながら森林施業を実施してきているところです。

なお、水源かん養機能は流域全体で維持すべきものであり、一部の区域が若齢人工林等の蓄積が少ない森林であったとしても、流域全体として様々な林齢等の活力ある森林が保持されれば、十分な水源かん養機能が維持されるものと考えています。

2 138林班か小班における伐採について

138林班か小班については、健全な生育を図る等を目的に間伐を実施したところです。

なお、被圧されている多数の木の健全性を保持するため、大径木を除去することは必要とする施業であり、森林が生育するために十分な本数があることから、大径木の伐採をもって不適切とはいえないと認識しています。

また、当該地域でシマフクロウ等に関する具体的な情報があれば、必要な状況把握を行い、適切な森林施業を実施する考えです。

3 ルーマンソラプチ川本流域の諸問題について

当該地域については、適切な森林施業を実施することにより、森林の健全性の維持に努めているところであり、適正な河川の状況が保たれていると認識しています。

また、土砂等の流出防止のため治山事業の実施に努めているところです。